

## ポークアイ4大学連携における単位互換に関する協定書

この協定は、「ポークアイ4大学連携協定書」に基づく連携活動の一環として、単位互換に関して定め、次の条項について合意に達したので、ここに締結するものとする。

(目的)

第1条 「ポークアイ4大学連携協定書」に基づき、教育の交流と充実を図ることを目的とする。

(協定大学)

第2条 単位互換の対象となる協定大学とは、「ポークアイ4大学連携協定書」の締結大学とする。

(受入れ)

第3条 協定大学に在学する学生が、他の協定大学が指定する授業科目（以下「単位互換科目」という。）の履修及び単位の修得を希望するときは、科目を開設する協定大学（以下「科目開設大学」という。）の学長は、当該学生を「ポークアイ4大学連携単位互換履修生」（以下「4大学連携単位互換履修生」という。）として受入れることができる。

(受入れ学生の身分)

第4条 前条により受入れる学生の身分は、各科目開設大学の学則により取り扱う。

(履修の条件等)

第5条 単位互換科目の履修条件（単位数、履修資格等）、履修方法、試験の実施方法等については、科目開設大学の定めるところによる。

(履修期間)

第6条 「4大学連携単位互換履修生」の履修期間は、科目開設大学が指定した期間とする。

(授業科目の範囲及び単位数)

第7条 学生が履修できる授業科目は、単位互換科目のうち、学生の所属する大学（以下「所属大学」という。）において認められたものとする。

2 学生が在学期間を通じて修得できる単位数は、所属大学において認められた単位数を限度とする。

(学生数)

第8条 「4大学連携単位互換履修生」として受入れる学生数は、科目開設大学が決定するものとする。

(受入れ手続)

第9条 「4大学連携単位互換履修生」として履修を希望する学生は、定められた期日までに履修願を所属大学を通じて、科目開設大学に提出するものとする。

2 科目開設大学は、必要に応じて選考を行い受入れ学生を決定する。

3 科目開設大学は、選考の結果を学生の所属大学を通じて当該学生に通知する。

(単位の認定)

第10条 「4大学連携単位互換履修生」が履修した単位互換科目の成績評価及び単位の認定については、科目開設大学の規則の定めるところとする。

2 科目開設大学の学長は、「4大学連携単位互換履修生」が履修した単位互換科目の成績評価及び単位の認定について、当該科目の履修期間終了後に、所属大学に通知する。

3 所属大学は、科目開設大学が認定した単位を所属大学の定めるところにより自大学の単位として認定する。

(授業料等)

第11条 「4大学連携単位互換履修生」の選考料及び授業料等は徴収しない。ただし、科目開設大学が必要と認める場合はその定める額を徴収することができる。

(雑則)

第12条 この協定書に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、本協定を締結する大学の協議により定める。

附 則

この協定は、2019年4月1日から実施する。